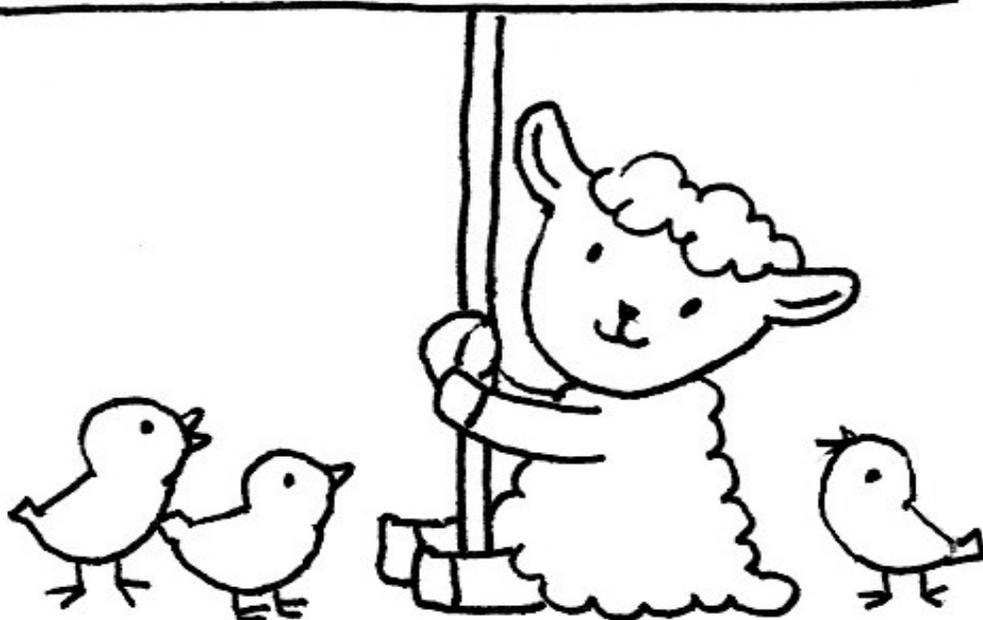


2019年度
小規模保育事業
大阪YWCAこひつじほーむ
重要事項説明書

〒535-0002
大阪市旭区大宮4丁目23-18
アーバンライフ大宮1F
☎06-6923-8667



社会福祉法人 大阪キリスト教女子青年福祉会
大阪YWCA大宮保育園本園（連携園）連絡先
〒535-0002
大阪市旭区大宮5丁目7番15号
☎06-6955-5931

児童憲章

(昭和 26・5・5)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

子どもの権利条約

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”について定めた条約です。戦争に巻きこまれてしまったり、防げる病気で命をうしなってしまうたり、つらい仕事で1日が終わってしまったり…世界には厳しい暮らしをしている子どもたちがいます。

「子どもの権利条約」は、そんな子どもたちをはじめ、世界中の子どもたちの強い味方です。

1 生きる権利



防げる病気などで命を奪われないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利



教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

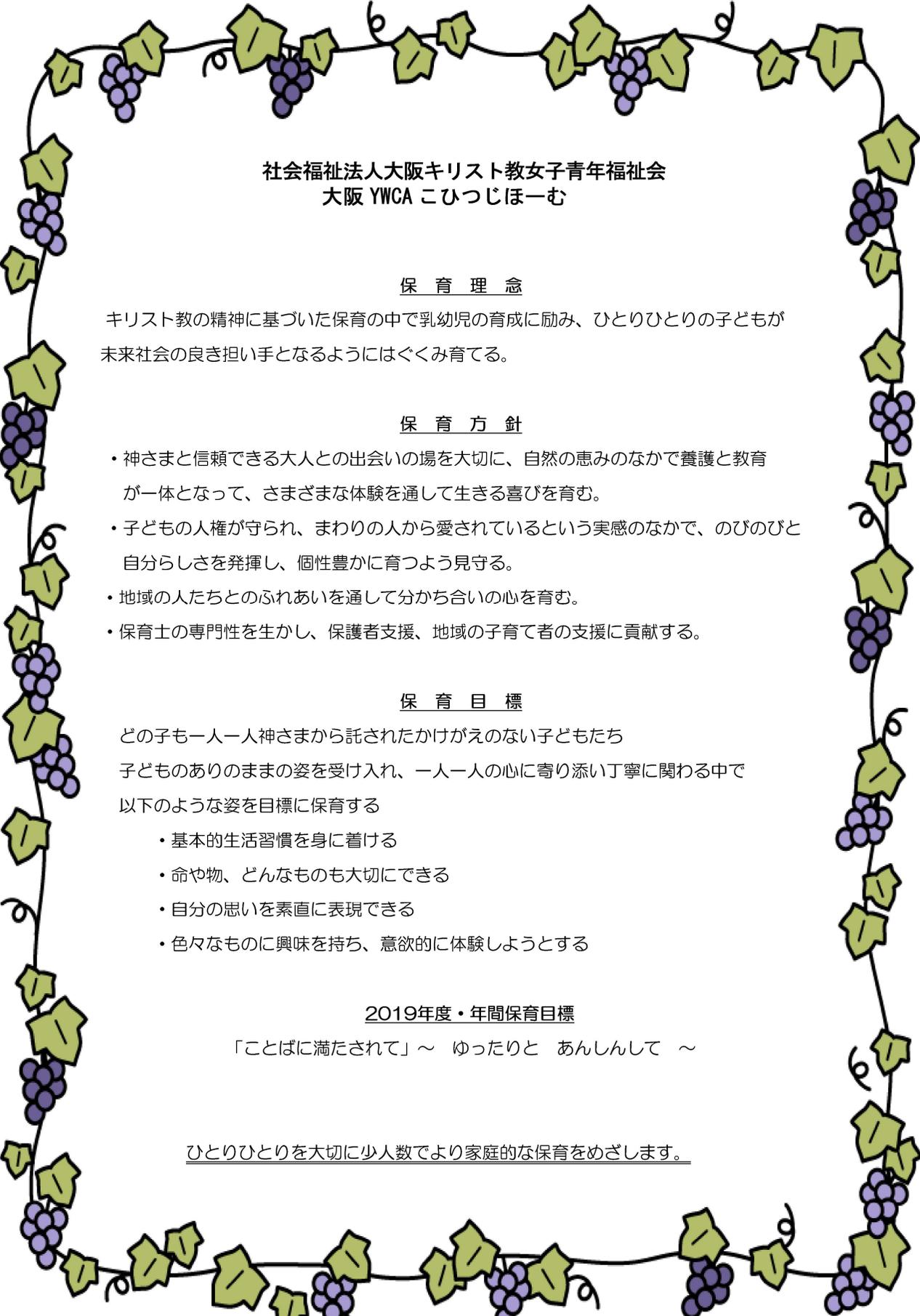


あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4 参加する権利



自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。



社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会
大阪 YWCA こひつじほ一む

保 育 理 念

キリスト教の精神に基づいた保育の中で乳幼児の育成に励み、ひとりひとりの子どもが未来社会の良き担い手となるようにはぐくみ育てる。

保 育 方 針

- 神さまと信頼できる大人との出会いの場を大切に、自然の恵みのなかで養護と教育が一体となって、さまざまな体験を通して生きる喜びを育む。
- 子どもの人権が守られ、まわりの人から愛されているという実感のなかで、のびのびと自分らしさを発揮し、個性豊かに育つよう見守る。
- 地域の人たちとのふれあいを通して分かち合いの心を育む。
- 保育士の専門性を生かし、保護者支援、地域の子育て者の支援に貢献する。

保 育 目 標

どの子ども一人一人神さまから託されたかけがえない子どもたち
子どものありのままの姿を受け入れ、一人一人の心に寄り添い丁寧に関わる中で
以下のような姿を目標に保育する

- 基本的な生活習慣を身につける
- 命や物、どんなものも大切にできる
- 自分の思いを素直に表現できる
- 色々なものに興味を持ち、意欲的に体験しようとする

2019年度・年間保育目標

「ことばに満たされて」～ ゆったりと あんしんして ～

ひとりひとりを大切に少人数でより家庭的な保育をめざします。

～重要事項説明書～

1 事業の目的・運営方針

社会福祉法人大阪キリスト教女子青年会 小規模保育事業「こひつじほーむ」（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、キリスト教の精神に基づいた保育の中で乳児の育成に励み、一人ひとりの子どもが未来社会の良き担い手となるように育み育てます。
- (3) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (4) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

2 事業運営主体

名 称	社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会
所 在 地	大阪市北区神山町 11-12
電 話 番 号	06-6361-0838
代表者氏名	理事長 朝川 晃子

3 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業 A 型
施 設 の 名 称	大阪 YWCA こひつじほーむ
施 設 の 所 在 地	大阪市旭区大宮 4-23-18 アーバンライフ大宮 1F
連 絡 先	電話番号 06-6923-8667 FAX 06-6923-8667
管 理 者	園長 植木 知子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童

認可定員	0歳児 4人 1歳児 4人 2歳児 4人 3歳児 0人 4歳児 0人 5歳児 0人
利用定員	満3歳以上の児童 4人 満1歳以上満3歳未満の児童 4人 満1歳未満の児童 4人
開設年月日	2015年4月1日

4 施設設備の概要

(1) 施設

敷地		86.09 m ²
園舎	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建のうち1階
	延べ面積	86.09 m ²
園庭		地上園庭 0 m ² 公園 1,994 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	西側保育室：0才児 東側保育室：1、2歳児
ほふく室	0室	
保育室	0室	
遊戯室（ホール）	0室	
調理室	0室	連携園にて調理

5 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

31年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を 整理、園児の保育をつかさどる	1	1	0	
副主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を 整理、園児の保育をつかさどる	1	0	1	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、 記録及び家庭連絡等の業務を行う。	4	3	1	

調理員		0	0	0	連携園にて調理のため
-----	--	---	---	---	------------

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	基本勤務時間帯（9：30～18：30）
保育士	基本勤務時間帯（7：30～18：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告示117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記4に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

① 給食の提供方法

連携園（大阪YWCA大宮保育園）にて調理します。

② 給食のある日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

大宮保育園が休園の場合はお弁当の用意をお願い致します。（給食提供に向けて検討中）

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

*ただし、園外保育などの際はお弁当のご協力をお願いいたします。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時10分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時20分頃	11時半頃	15時頃	
2歳児	9時20分頃	11時半頃	15時頃	

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。

③ アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

④ 栄養士の配置状況（連携園の状況）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	4	4	0	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

- (3) その他保育に係る行事等
- (4) 子どもが家庭にいる雰囲気味わえるような少人数の温かい環境の中で保育を行います。
- (5) 地域の中で共に育ち合うことを大切に、子ども一人ひとりのニーズに配慮することを基本的な考え方とし、特別支援教育、障がい児保育を行います。
- (6) 利用乳幼児又はその保護者の国籍、信条等によって差別的な取り扱いをしません。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、下記は休日とします。

- (1) 日曜日、祝祭日
- (2) 大掃除（7月：1日 12月と3月：半日）
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日）

8 保育時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（一日最大11時間）

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、契約時間以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（一日最大8時間）

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、契約時間以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用

に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。翌月分を前月 20 日以降に徴収します。

なお、年度初めに関しては保育料決定後に徴収となりますので 5 月に 4.5 月分を徴収させていただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

〈保育の提供に要する実費に係る利用者負担金〉

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
諸費	おはなし会費用・保護者交流会費用・園外保育費用など	月額 1,000 円
個人用園用品代 (実費徴収、消費税別)	名札	入園時(全園児) 130 円
	クレヨン	入園時・年度初め(0、1 歳) 330 円
		入園時・年度初め(2 歳) 470 円
	帽子(タレ付き)	入園時(全園児) 1,035 円
	粘土	入園時(2 歳) 305 円
	粘土ケース	入園時(2 歳) 340 円
	粘土板	入園時(2 歳) 580 円
	のり	入園時(2 歳) 160 円
	連絡ノート	入園時(全園児) 170 円
	はんこ	入園時(全園児) 400 円
蓋付バケツ	入園時(新入園児・乳児) 432 円	

*他に実費徴収が必要な事項が発生した場合は、ご説明の上徴収することがあります。

〈時間外保育に係る利用者負担〉

- ・契約時間以外の保育延長をした場合
0 歳児は 30 分毎に 500 円、1、2 才児は 30 分毎に 300 円
- ・但し、18 時 30 分を超えた場合は、
0 歳児は 30 分毎に 700 円、1、2 才児は 30 分毎に 500 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付します。

10 利用の開始について

旭区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

11 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受け入れ先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に変わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 登園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

大阪YWCA大宮保育園

運営主体	社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会
所在地	大阪市旭区大宮 5-7-15
連絡先	電話番号 06-6955-5931 FAX 06-6955-5399
連携内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集団保育を体験させるための機会の設定・ 行事への参加・ 代替保育の提供

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備 (マンション)	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 無
防災設備 (こひつじほーむ)	・消火器 有 ・非常ベル 有 ・連結送水管 有 (道路) ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・窓全面に飛散防止フィルム
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

<緊急連絡メールシステムについて>

災害時や、急な悪天候による行事の中止や時間変更について、一斉送信メールでご連絡しています。メールの登録が必要です。

<気象に関する警報が出た場合>

- ☆保育途中で各警報が発令された場合は、状況が悪くなる前に速やかにお迎えをお願いします。
- ☆当日警報が発令される可能性がある場合や前日に地震があり、その後余震の恐れがある場合等は、無理に登園せず可能な限り家庭保育のご協力をお願いします。

暴風警報

- ・午前7時まで解除された場合は開園します。警報解除の時間帯によっては、通常よりも遅い保育受け入れ開始となる場合もあります。
- ・午前7時以降に解除され、気象状況や保育所及び周辺の状況に危険がないと判断した場合は、2時間後より保育の受け入れを開始します。ただし、正午以降に解除された場合は休園となります。
- ・登園時間が午前中となった場合は、給食調理が整わないため、お弁当持参あるいは自宅で昼食を済ませてからの登園となります。

大雨・洪水警報

- ・ 気象状況や保育所及び周辺の状況で休園かどうか判断します。
- ・ 午前7時までに警報が解除された場合は開園いたします。ただし、警報解除の時間帯によっては、通常よりも遅い保育受け入れ開始となる場合もあります。
- ・ 状況によっては給食調理が整わないため、お弁当持参での登園となる場合もあります。

【地震など予期せぬ災害が起こった場合】

- ・ 保育中に大きな地震など予期せぬ災害が起こった場合は、状況に応じてすぐのお迎えをお願い致します。
- ・ 地震等の規模によっては、保育園及び周辺の状況で休園かどうか判断します。通常より遅い保育受け入れ開始となる場合もあります。

15 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 全職員で保育のふりかえりを実施

16 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	中野こども病院
医院長名又は医師名	木野 稔
所在地	大阪市旭区新森 4-13-17
電話番号	06-6952-4771

(2) 歯科

医療機関の名称	松島歯科
医院長名又は医師名	松島 諒
所在地	大阪市旭区森小路 2-16-15
電話番号	06-6951-5166

(3) 耳鼻科

医療機関の名称	中村医院
医院長名又は医師名	中村 浩
所在地	大阪市旭区大宮 3-6-21
電話番号	06-6955-5166

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 施設長 植木 知子 ・ご利用時間 8:30 ~ 18:30 ・電話番号 06-6923-8667 F A X 06-6923-8667 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	秋山 佳子 電話番号は苦情解決のお知らせに記載しています。 役職・肩書等 民生委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

18 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター） 施設の管理下で園児の災害（負傷・傷病・障がいまたは死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障がい見舞金又は死亡見舞金の給付）を行うもので、国、園、保護者の三社負担による互助共済制度です。 〈保険金額〉園が負担します。
--

※この他、個人で加入できる『キッズガード 園児総合保障制度』もご案内しています。

入園・進級の際の書類をご確認の上、ご利用の場合はお申し出ください。

19 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況		
自己評価の実施状況	毎年度実施	

20 子ども・子育て支援法第51条第2項、若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨

適正運営をしていない等により大阪市長より勧告・命令等を受け、その旨を公表・公示された事実はありません。